

◆「南島原市子ども・子育て支援事業計画（素案）」に関する市民意見募集（パブリック・コメント）について【予告】

「子ども・子育て支援法」（平成24年8月22日法律第65号）第61条第1項の規定により、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定める必要があります。

このため、南島原市では、平成27年3月末を目途として「南島原市子ども・子育て支援事業計画」を作成します。

本計画を作成するにあたり、市民等の皆様のご意見・ご提案をいただくため、「素案」についての市民意見募集（パブリック・コメント）を予定しています。

●ご意見の応募方法

☆資料の閲覧場所

市役所及び各支所（南島原市ホームページにも記載します。）

期間：2月2日(月)～3月4日(水)予定

☆意見等を提出できる方

- ・市内に在住・在勤・在学の方
- ・市内に事業所等を有する方
- ・パブリック・コメント手続に係る事案に利害関係を有する方

☆意見等の提出方法

提出期間	2月2日(月)～3月4日(水)【必着】予定
提出方法	<ul style="list-style-type: none">●意見内容●住所、氏名、年齢、性別・上記を記載のうえ、下記のいずれかの方法でご提出いただくか、直接福祉保健部こども未来課こども支援班までご持参ください。・様式は<u>こちら</u>で用意します。 <p>（必要な事項が記載していれば様式は別に問いません。）</p> <ol style="list-style-type: none">1) 郵便 〒859-2202 南島原市有家町山川58番地 南島原市福祉保健部こども未来課こども支援班 宛2) FAX 0957-82-0217 こども未来課こども支援班 宛3) 電子メール ……k-shien@city.minamishimabara.lg.jp

☆意見に対する考え方の公表

お寄せいただいたご意見の要旨とそれに対する本市の考え方につきましては、後日ホームページ等で公表する予定です。

－お問い合わせ－

福祉保健部こども未来課こども支援班

TEL 050-3381-5050

FAX 0957-82-0217

メールアドレス ……k-shien@city.minamishimabara.lg.jp